

# 除草業務仕様書

## 1 業務名

令和6年度下半期北丸之内駐車場外6か所除草業務

## 2 履行場所

- (1) 北丸之内駐車場  
津市北丸之内168番地  
(作業面積：約400㎡、処分数量：約600kg)
- (2) 養正町駐車場  
津市丸之内養正町19番地内  
(作業面積：約100㎡、処分数量：約150kg)
- (3) 養正町1号公舎  
津市丸之内養正町19番38号  
(作業面積：約100㎡、処分数量：約150kg)
- (4) 養正町2号公舎  
津市丸之内養正町19番5号  
(作業面積：約100㎡、処分数量：約50kg)
- (5) 養正町3号公舎  
津市丸之内養正町19番6号  
(作業面積：約200㎡、処分数量：約150kg)
- (6) 栄町駐車場  
津市栄町1丁目地内  
(作業面積：約100㎡、処分数量：約100kg)
- (7) 旧観音寺住宅  
津市洪見町669番地5  
(作業面積：約580㎡、処分数量：約600kg)

## 3 業務内容

- (1) 実施場所敷地内の除草等を行う。ただし、2(1)から(5)までに記載の履行場所については、南側道路に面した石垣部分も含めた除草等を行う。
- (2) 除草方法は、資機材持込とし、草地及び樹木間を対象とする。
- (3) 除草・草刈は、肩掛式草刈機等による草刈、人力による草刈等とし、場所により適切に行うとともに、作業中は、人、車等への飛び石に配慮し、安全に十分注意すること。
- (4) 災害又は事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を委託者に報告すること。
- (5) 集草作業と併せて堆積落葉、枯れ枝等の収集処分を行うものとする。
- (6) 発生材は、場外処分とする。
- (7) 作業に当たっては、あらかじめ監督員と打合せの上、作業を実施すること。
- (8) 業務の履行確認として、「写真管理」を行うものとする。

なお、「写真管理」については、以下のとおりとする。

ア 業務写真はカラーとする。

イ 撮影場所は、業務全体が把握できるように数か所とする。

ウ 撮影時は、作業前、作業中（実施状況）、作業完了後とし、同アングルで撮影すること。

(9) 委託業務が完了したときは、遅延なく業務完了報告書を提出すること。

(10) 本仕様書に明示されていない事項は、委託者と受託者が協議の上決定する。

(11) 本業務に係る一切の費用は、全て受託者の負担とする。

#### 4 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

#### 5 提出書類

(1) 作業工程表1部（業務着工日までに）

(2) 作業員名簿1部（業務着工日までに）

(3) 写真（業務前・業務中・完了） 1部（全業務完了後）

(4) 業務完了報告書1部（全業務完了後）

#### 6 特記事項

(1) 受託者は、業務の履行に当たって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずることとする。